吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら(以下「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」という。)の 指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書による。

1 運営方針

- 指定管理者はむいかいち温泉ゆ・ら・らを管理運営するにあたり、次に掲げる事項を遵守すること。
- (1) 地方自治法、吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら設置条例(以下「条例」という。)をはじめ募集要項・関係法規の遵守に掲げる法令の内容を十分に理解し、むいかいち温泉ゆ・ら・らの設置理念に基づいた管理運営を行うこと
- (2) 公の施設であることを念頭におき、特定の個人や団体に有利又は不利になる取り扱いをしないこと
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減及び省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと
- (4) アンケート等を実施し、利用者の意見・要望を管理運営に反映させること
- (5) 個人情報の適切な管理を行うこと
- (6) 吉賀町と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと
- 2 管理の基準
 - (1) 主な管理項目とその基準
 - ▶建物等に関すること
 - 〇施設点検、管理 定期
 - ・草刈 随時
 - ・低木等の伐採 随時
 - ・コウヤマキ自生林遊歩道(接続部)等の緑地の管理 随時
 - ・その他
 - ○設備点検、保守 定期
 - ○簡易な修繕・補修(工事費10万円未満) 随時
 - ○その他
 - ▶事業に関すること
 - 事業について協議により変更することができる。
 - 〇入浴受付等 随時
 - ○宿泊
 - 〇レストラン、宴会
 - ○プール(休止)
 - ○その他
 - 施設及び駐車場が災害時の避難場所となっている
 - ≻団体に関すること
 - ○経理随時
 - ○関係法令等
 - ○その他
 - ▶保守管理契約及びリース契約等について(参考)

(保守契約に関するもの)ボイラー点検、防火戸点検、配管高圧洗浄、消防設備法定点検、機械警備 監視業務、防火対象物点検、ねずみ昆虫等防除点検、グリスアウト、源泉槽清掃、従業員寮浄化槽保 守点検、フロントシステム年間保守契約、特殊建築物調査、地下タンク漏洩検査、ボイラー煤煙排ガ ス測定、電気保安業務、デマンド管理業務、空調点検等

- (リース契約に関するもの)タオル、ゆかた、コピー機、ホームページ作成ソフト、節水装置、監視 カメラ、省エネランプ等
- (その他)NHK 受信料、CATV 利用料等
- (2) 備品の管理
- 指定管理者は、施設内にある備品を保管・整理し、購入及び廃棄等の異動については町に報告する。
- (3) 再委託の禁止
- 指定管理者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- 管理の体制

施設の管理に関して、消防計画の内容を十分理解し、実施すること。なお、緊急時に備えて自衛消防隊組 織を作ること。

- 4 業務の内容
- (1) むいかいち温泉ゆ・ら・らの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 住民の健康増進と交流促進に努めること。
- (3) 地域資源を活用するための研修に活用し、都市交流等活性化に努めること。
- (4) 地域資源や施設を活かしたヘルスツーリズム等の推進に努めること。
- (5) 利用料に係る業務
 - 条例第6条第2項に基づき、利用料の額を設定し、事業計画及び収支予算の算定基礎とすること。 ア 利用料の収受

利用料を収受すること。指定管理者が必要と認めた場合は、後納の取り扱いも可能である。なお、利用料は指定管理者の収入となる。

イ利用料の減免

指定管理者は、条例第7条第2項に基づき、利用料の減免をすることができる。なお、減免 で生じる減収にかかる補填は行わないものとする。

5 管理の範囲

別紙に示す範囲はあくまでも概略図であり、現地と設備の配置等が異なることがあるため注意すること。

6 その他

指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が 生じたときは、町と協議し決定する。